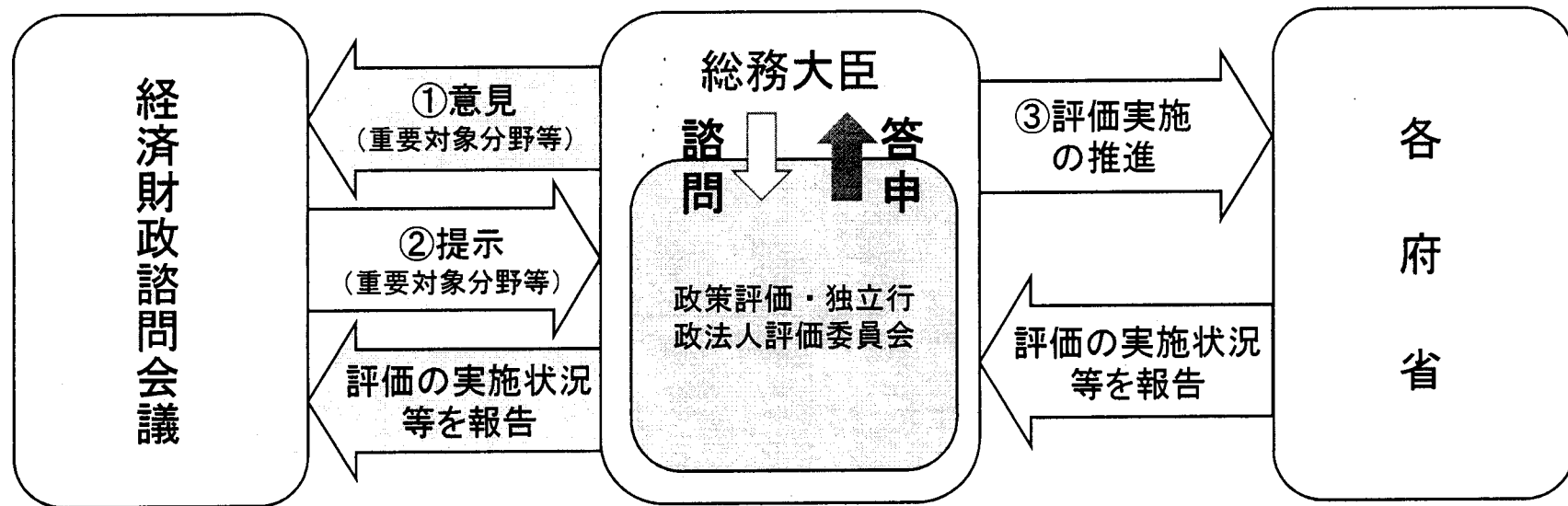


政策評価の重要対象分野について (政策評価・独立行政法人評価委員会の答申)

政策評価は、各府省による自己評価を原則としていますが、内閣の重要政策や国民の関心の高い政策のうち、特に評価を行う必要があるものを、『政策評価の重要対象分野』として経済財政諮問会議が提示し、総務大臣が推進することとされています。政府は、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映します。

総務大臣は、政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：大橋洋治全日本空輸株式会社取締役会長）から、
 ①「平成19年度の政策評価の重要対象分野の評価結果等」
 ②「平成20年度の政策評価の重要対象分野の選定等」
 について答申を受けました。
 本答申を踏まえ、経済財政諮問会議において、総務大臣から意見を述べる予定です。



(注) 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、

- ①総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べ
- ②これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する
- ③総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。

とされていることから、11月26日、政策評価・独立行政法人評価委員会から答申が行われました。

平成19年度重要対象分野

—経済財政諮問会議提示(平成19年11月26日)—

—政策評価・独立行政法人評価委員会答申(平成20年11月26日)—

—経済財政諮問会議へ評価結果等を報告—

1 少子化社会対策に関連する、

① 育児休業制度(厚生労働省)

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組(厚生労働省、内閣府)

③ 子育て支援サービス(厚生労働省、文部科学省)

2 若年者雇用対策(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)

※ 農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

平成20年度重要対象分野

—政策評価・独立行政法人評価委員会答申(平成20年11月26日)—

—経済財政諮問会議へ選定等について意見—

1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険(国土交通省、財務省)

2 医師確保対策(厚生労働省、文部科学省)

平成19年度の政策評価の重要対象分野の評価結果等

1 少子化社会対策に関連する施策

① 育児休業制度(厚生労働省)

政策課題を巡る状況

- ◇仕事を持っている女性の約7割は、出産を機に退職。うち約3割は継続就業を希望
- ◇育児休業を利用して仕事を続けている女性の割合は着実に増加。しかし、継続就業率は過去20年間ほとんど変化なし
- ◇継続就業の環境が必ずしも整っていない非正規雇用者は増加。例えば子育て期に当たる25歳から34歳までの女性労働者の約4割は非正規雇用者

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆女性の育児休業取得率が上昇(平成14年度64%→19年度89%)しているものの、継続就業率が伸びないため、短時間勤務等のより柔軟な働き方を主体的に選べるような制度の導入を検討
- ◆期間雇用者(注1)の育児休業取得率は51.5%であるが、同雇用者の育児休業を規定している企業は半数に満たないため、取得要件の周知徹底を強化
- ◆企業の取組を促進するため、一般事業主行動計画(注2)の公表義務付けを予定

課題

- ◆育児休業取得率では、継続就業を希望しながら退職を余儀なくされている女性数全体とその充足状況は、測ることができないため、それらの把握が必要
- ◆期間雇用者の継続就業の希望の有無が不明のため、その実態把握と育休取得の阻害要因の分析が必要
- ◆一般事業主行動計画と企業の労働条件の実績とは必ずしも合っていないため、企業の労働条件の実績を公表する仕組み導入の有効性の検証が必要

(注)1 育児休業の取得の対象となる期間雇用者とは、申出時点において、①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)のこと。
2 一般事業主行動計画とは、企業が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき策定することとされている、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための計画のこと。

1 少子化社会対策に関連する施策

② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組(厚生労働省、内閣府)

政策課題を巡る状況

- ◇労働者全体の総実労働時間は減少傾向
- ◇パート労働者を除く労働者の所定外労働時間が6年連続で上昇(平成13年度155時間→19年度192時間)
- ◇過労死等の労災支給決定件数も増加傾向(平成15年度314件→19年度392件)

関係府省の評価(主な事項)

(厚生労働省)

- ◆週労働時間60時間以上雇用者の割合は減少。
今後10年間でその割合の半減を目指す
* 平成15年12%→19年10%
- ◆30歳代の男性の週労働時間60時間以上雇用者の割合は高止まりしているため、企業の労働時間短縮の取組に助成金を上乘せ
* 30歳代男性の週労働時間60時間以上雇用者の割合20%
(平成19年)

(内閣府)

- ◆少子化社会対策の普及・啓発のためのシンポジウム参加者数などの数値目標を達成
* 「家族・地域の絆の再生に関するシンポジウム」の参加者数
326人(目標200人)



課題

- ◆減少している週労働時間60時間以上の雇用者の割合だけでなく、増加傾向にあるパート労働者を除く労働者の所定外労働時間や過労死等の労災支給決定件数などの指標を基に労働時間に係る課題の全体像の把握が必要
- ◆一般的に助成金という手法は、対象企業に対するカバー率が小さく、必ずしも他の企業への波及効果を伴うものではないため、別途、効果が広範に及ぶような政策手段の検討が必要
- ◆世論調査の結果では、ワーク・ライフ・バランスの国民認知度は1割に満たないため、国民の認知度を基にした評価が必要